

食のプロフェッショナルアドバイザー派遣要領

1 派遣の趣旨

生産者の収益力を強化するための生産から加工、販売事業に進出する6次産業化の取組や、農林水産業と関連産業が連携して新たなビジネスを生み出す農商工連携の取組を推進するため、食品流通等の専門家を派遣し、県内の生産者や食関連事業者（以下「農林漁業者等」という。）に対する指導・助言を行う。

2 アドバイザーの派遣先

- (1) 県広域振興局及び県内市町村等（以下「支援機関」という。）の支援を受け6次産業化に取り組んでいる農林漁業者等又は6次産業化を志向する農林漁業者等
- (2) 農林水産部流通課（以下「流通課」という。）事業により、委託事業を受託又は補助事業を実施したことがある農林漁業者等
- (3) 支援機関が開催するセミナー、相談会、商談会等
- (4) その他アドバイザーの派遣が必要と認められる農林漁業者等

3 アドバイザー派遣手続き

- (1) 本要領2の(1)及び(2)、(4)に規定するアドバイザー派遣を依頼しようとする農林漁業者等（以下「派遣依頼者」という。）は、支援機関に様式1「食のプロフェッショナルアドバイザー派遣依頼書」を提出するものとし、支援機関は、派遣依頼書が提出された際には、様式2により流通課総括課長あて派遣依頼するものとする。

なお、本要領2の(3)に規定するアドバイザー派遣の場合には、派遣に係る事業の資料等に代えることができる。

- (2) 流通課は、以下の要件に照らし、アドバイザー派遣の可否を決定する。

なお、派遣しないと決定した場合、派遣依頼者に食のプロフェッショナルアドバイザーを紹介することがある。

- ① アドバイザーの派遣先が2に定める農林漁業者等であること
 - ② アドバイザーの派遣を依頼する目的が明確であること
 - ③ アドバイザーの派遣により、6次産業化や農商工連携の取組を促進する効果が期待されること
- (3) 派遣の日程は、派遣依頼者の希望とアドバイザーのスケジュールを流通課において調整のうえ、決定する。
 - (4) 派遣当日は、原則として県職員（流通課職員又は広域振興局等職員）がアドバイザーに同行するものとし、Web会議により実施する場合は、原則として県職員がWeb会議に同席するものとする。

なお、流通課職員が同行しない場合、広域振興局等の職員は事業の実施状況を流通課に報告するものとする。ただし、広域振興局等の県機関が派遣依頼者の場合は、復命書に代えることができる。

4 アドバイザー派遣後の事業実施報告

アドバイザー派遣を受けた農林漁業者等は、年度末までに、様式3「事業状況報告書」を支援機関へ提出するものとし、支援機関は、提出された報告内容について流通課総括課長あて報告するものとする。

5 経費の負担

本要領3の(2)により、流通課が派遣を決定した場合、本要領2の(1)及び(2)、(4)のアドバイザーの派遣に要する経費(報償費及び旅費)は、原則として、流通課が予算の範囲内で負担し、本要領2の(3)のアドバイザーの派遣に要する経費(報償費及び旅費)は、原則として、支援機関が負担することとする。

附 則

1 この要領は、平成26年9月19日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月9日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年5月19日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年3月28日から施行する。